

2015年3月25日 全2頁

デリバティブ証拠金規制の導入、9ヶ月延期

【BCBS/IOSCO】2016年9月に延期、変動証拠金に6ヶ月の移行措置

金融調査部 主任研究員
鈴木利光

[要約]

- 2015年3月18日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）と証券監督者国際機構（IOSCO）は、「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制」（2013年9月合意）の改訂（2015年3月改訂）を正式に公表している。
- 2015年3月改訂の概要は、当初は「2015年12月」としていた実施時期を「2016年9月」に9ヶ月延期することに加えて、変動証拠金の授受に6ヶ月の移行措置（取引規模が3兆ユーロ以下の対象主体の実施時期は「2017年3月」）を新たに導入することである。
- 2015年3月改訂は、業界団体である国際スワップデリバティブ協会（ISDA）の要望が部分的に叶った形となっている。
- わが国では2013年9月合意を反映した証拠金規制の案が2014年7月に公表されているが、金融庁は、「今般の改訂を踏まえ、証拠金規制の導入時期を見直す」としている。

1. 2013年9月合意の改訂を正式に公表

2015年3月18日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）と証券監督者国際機構（IOSCO）は、「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制」（2013年9月公表。以下、「2013年9月合意」）¹の改訂（以下、「2015年3月改訂」）を正式に公表している²。

2015年3月改訂の概要は、当初は「2015年12月」としていた実施時期を「2016年9月」に9ヶ月延期することに加えて、変動証拠金の授受に6ヶ月の移行措置（取引規模が3兆ユーロ以下の対象主体の実施時期は「2017年3月」）を新たに導入することである（図表1参照）。

図表1 2013年9月合意からの変更点

	2013年9月合意	2015年3月改訂
当初証拠金		
対象主体： 非清算店頭デリバティブ取引の 想定元本残高の総計別（注）	（開始年の6・7・8月の月末平均）	（開始年の3・4・5月の月末平均）
3兆ユーロ超	2015年12月1日～	2016年9月1日～
2.25兆ユーロ超	2016年12月1日～	2017年9月1日～
1.5兆ユーロ超	2017年12月1日～	2018年9月1日～
7500億ユーロ超	2018年12月1日～	2019年9月1日～
80億ユーロ以上	2019年12月1日～	2020年9月1日～
変動証拠金		
3兆ユーロ超	2015年12月1日～	2016年9月1日～
その他		2017年3月1日～

（注）連結ベース

（出所）2015年3月改訂を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

2. ISDAの要望が部分的に叶った形に

2015年3月改訂は、業界団体である国際スワップデリバティブ協会（ISDA）の要望が部分的に叶った形となっている³。わが国では2013年9月合意を反映した証拠金規制の案が2014年7月に公表されているが⁴、金融庁は、「今般の改訂を踏まえ、証拠金規制の導入時期を見直す」としている⁵。

以上

¹ 2013年9月合意の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「デリバティブ取引の証拠金規制」（鈴木利光）[2013年9月26日]
http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130926_007726.html

² BCBSウェブサイト参照 <http://www.bis.org/press/p150318a.htm>

³ ISDAの要望については、以下の大和総研コラムを参照されたい。

◆ 「デリバティブ取引の証拠金規制、『2015年12月実施』の信憑性」（鈴木利光）[2015年2月25日]
http://www.dir.co.jp/library/column/20150225_009488.html

⁴ わが国の証拠金規制案の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「非清算店頭デリバティブ取引の証拠金規制案」（鈴木利光）[2014年7月28日]
http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140728_008793.html

⁵ 金融庁ウェブサイト参照 <http://www.fsa.go.jp/inter/ios/20150319-1.html>